

2012年3月市議会質問（案）

2012年3月16日（金）

6番 日本共産党 福間健治

日本共産党の福間健治です。質問通告しました 4項目について、一問一答方式で質問いたします。

1、「社会保障と税の一体改革」について

○わが党は、代表質問で「社会保障と税の一体改革」について、暮らしも、経済も、財政も壊す消費税増税と社会保障の切り捨てに反対する立場を表明し、意見を国に要求するよう求めましたが、市長は「 」と答弁されましたが、到底納得いきませんので、改めて質問します。

①まず消費税について質問します。

消費税が導入され23年が経過しました。導入の口実は「社会保障のため」「福祉のため」というものでしたが、この間、社会保障・福祉はよくなるどころか改悪の連続でした。今回の「社会保障と税の一体改革」要綱では、今回の消費税増税は「社会保障の安定財源」をつくる、「財政健全化」を図る、これを「同時達成するため」と述べています。

先般、南大分公民館でおこなった市政報告と懇談会で、少ない年金を補うため1日4時間のパート収入で生活している64歳の女性から、「消費税は社会保障・福祉のためだ」と聞いていたが、生活はいっこうに楽になりません。大分市では消費税収入は私たち市民の社会保障や福祉にどのように使われているのですか」と聞かれ、私は答えることができませんでした。そこで質問しますが、消費税導入以後、消費税税収は、大分市の社会保障・福祉予算にどの程度措置されてきたのでしょうか。財務部長の見解を求めます。

②大分市民の暮らしと地域経済への影響について質問します。

「社会保障と税の一体改革」大綱では、消費税は段階的に引き上げ2015年に2倍の10%にすることで13・5兆円。年金給付の削減、子ども手当削減、年少扶養控除の廃止、復興増税、年金・医療・介護の保険料の引き上げなどで総額20兆円を超える負担増となります。平均的勤労者世帯の家計で計算すると25万5千円の実質負担増となります。

日本経済の6割りを占めるのが家計消費です。いまでさえ所得も消費も長期に低迷しているなかで、新たな負担増は消費をますます冷え込ませ、景気をいっそう悪化させることは明らかです。

また地域経済を根底から支える中小零細業者は、今の消費税5%でも、売り上げに転嫁できず、身銭を切ってしのいでいますが、消費税が10%になれば商売もたちゆかなくなり、倒産・廃業に追い込まれていくことは必至であり、ますます地域経済を疲弊されることとなります。「社会保障と税の一体改革」での大分市民の暮らしと地域経済への影響について、財務部長の見解を求めます。

③日本共産党の「提言」について質問します。

さて、わが党は2月7日、消費税大増税ストップ、社会保障の充実、財政危機打開の提言を発表しました。

その内容は、今回の消費税大増税計画が、第1に無駄遣いを続けたままの大増税となっていること。第2に社会保障切捨てと一体の大増税となっていること。第3に日本経済をどん底に突き落とし、財政破綻をいっそうひどくし、暮らしも、経済も、財政も壊すことになると断固反対する立場を表明しています。

続いて、社会保障の再生・充実と、財政危機打開をどうすすめるのか。2つの柱の政策の実行を提案しました。第1の柱は、社会保障の段階的充実として、

財源は「歳入」歳出」の段階的な改革でまかなうとして、第一段階として社会保障再生計画の実行として、憲法違反の政党助成金 320 円や八ツ場ダムなど大型公共事業のムダを一掃し、大企業・富裕層への応分な負担でまかなうこと。第二段階として「先進水準の社会保障拡充」のため「応能負担」の原則に基づき累進課税を強化する所得税の税制改革をおこなうこと。第2の柱は、国民の所得を増やし、経済を内需主導で、健全な成長の軌道にのせるため、非正規社員をなくし正社員が当たり前の社会をつくる、最低賃金を大幅に引き上げ「働く貧困層」をなくすなど「ルールある経済社会」への改革などの民主的経済改革を提案しています。

そこで質問しますがわが党の発表した、消費税増税ストップ、社会保障の充実、財政危機打開の提言について、財務部長の認識について見解を求めます。

2、国民健康保険について

議第26号、国民健康保険税率の改正（案）について質問します。

今回の改正（案）では、国保医療分は据え置きし、第2号介護保険料（40歳～64歳）、後期高齢者医療支援分の引き上げが主なものとなっています。2ヶ年で3億円の繰り入れをしていますが、それでも一人当たりの課税額は平均で2、967円の値上げ（2・82%）の引き上げとなります。

市民からは、「パート収入で月8万円、国保税は前年所得で課税されるため、今は毎月8千円の分納といわれていますが、この支払いもできません。これ以上の値上げは限界を超えています。」（パート女性57歳）「年金は切り下げられる一方なのに介護保険料はあがり、その上国保税も値上げされれば医者代も払えなくなります。値上げは止めてほしい」（年金生活者女性67歳）「自営業者

の仕事は減るばかりです。高い国保税は分割納付しても追いつきません。払える国保税額にしてほしい。減免制度を拡充して、所得の低い業者を救済してほしい。」(自営業男性58歳)など、悲鳴の声が上がっています。

これ以上の値上げは市民の負担能力の限界を越えています。一般会計からの繰り入れの増額、財政調整基金の運用などで、値上げは中止すべきです。見解を求めます。

最後に、最近の生活相談で寄せられた2点について質問します。

まず、生活保護の就労収入の認定のあり方についてです。

先般ご相談を受けた自営業者のMさん(55歳)は、平成11年8月18日から生活保護受給を開始し、今日に至っています。家族は、妻(62歳)、長女(26歳)の3人です。

2月中旬、本人から、支給されている生活保護費では、日々の生活ができないとの訴えがありました。調査したところ、「本人の申し立て収入申告額とは別の計算(最低賃金制)で就労収入が認定され、当月分保護費支給額が大幅に減額されている」ことが明らかになりました。この内容を昨年11月分で見るとMさんの収入申告額は3万2千円に対し、福祉事務所の計算は時給643円で1日7時間、月25日就労したとして得た11万2、525円から基礎控除2万4、080円を差し引き、8万8、445円を就労収入として認定しています。その差額は56、445円となっています。

このことにより、Mさん家族は、これまで最低生活もままならず、家賃、電気・水道・ガス代などの滞納を余儀なくされてきました。平成24年2月分は、通常取り扱いとなっています。

10数年間にもわたってこうしたことが行われていたとするならば、憲法2

5条に基づく生存権を侵害する許されない行為です。

今後の対応についてMさんと協議をすすめるなか、さる2月27日、Mさんが生活保護を受給した平成11年8月から平成24年1月までの、本人からの月額収入申告額と福祉事務所が最低賃金制で算定したとされる収入認定額、及びその差額について明らかにすることを福祉事務所長に申し入れしましたが、申し入れ内容の調査結果について、答弁を求めます。

次に、日照権の保障について質問します。

大分駅周辺総合整備事業の推進で、大分駅南地区は区画整理事業の仮換地指定を終えようとしていますが、マンションの建設ラッシュが続いています。

先般相談にお伺いしたSさん宅は、3月から着工されている高さ約25メートルのマンションの北側に位置するために、朝8時40分頃から少しずつ太陽の光がさしこまなくなり、午前11時30分からはまったく光がとどされることとなります。建築基準法では日影規制はありませんが、住宅地であれ、近隣商業地域であれ、住宅は生存する基盤であり、日照権は環境権としての権利性が認められたものであります。また、人間らしく生きる権利としても日照権は必要なものであります。生存権を保障するため、日照権を守ることは、行政、業者の使命だと考えます。

そこで質問しますが、日照権を保護し、保障するための対策が求められていると考えますが、見解を求めます。